

41 専門部授業料等増額にともなう学則改正の件認可
〔昭和二十二年三月〕

校学一九九号	定決裁	4月8日	文書課長
	送発	4月28日	起案者
			(望月)

昭和二十二年三月二十六日起案

- 専門教育課長 (米原)
- 大学教育課長 (松井)
- (高橋)
- (春山)
- (床井)

- 次官 (有光)
- 学校教育局長 (日高)
- 視学官 (内藤)
- 庶務課長 (岡田)
- 文書課長 (渡辺)
- (松本)
- (萩原)

(注記1) 私立大学専門部学則変更認可について
案

中央大学専門部設立者
財団法人中央大学

(注記3) 昭和二十二年二月二十五日附申請学則変更のことはこれを認可する

年三月二十四日

文部大臣

(備考)

授業料等諸費を増額する為に学則変更をするので、左の通り、

- 一、授業料増額(第三十、五十三条)
- (一) 本科昼間部 五〇〇円を九〇〇円に
- (二) 同 夜間部 四五〇円を八〇〇円に
- (三) 研究科 二〇〇円を四〇〇円に
- 二、入学試験受験料(増額)(第十一、九条)
- (一) 第一学年へ 二〇〇円を一〇〇円に
- (二) 第二学年以上へ 二〇〇円を一〇〇円に
- 三、追試験及再試験料増額(第二十二条)
- 一科目五円を一〇円に、総額二〇円を五〇円に
- 四、入学料増額(第二十九条)
- 二〇〇円を一〇〇円に
- 五、研究科卒業試験受験料増額(第五十六条)
- 五〇円を二〇〇円に
- 六、給費及貸費増額(第三十六、三十八条)
- 一、〇〇〇円を二、〇〇〇円に

理由 主として教職員の待遇改善に充てる為
実施 昭和二十二年度より新入学者に対し実施する。

但し在校生には今回の増額分即ち()^(抹消)昼間部四〇〇円、
夜間部三五〇円の半額を増額する左の通り

	現行	増額	計
昼間部			
第二学年	五〇〇円	二〇〇円	七〇〇円
第三学年	三八〇円	二〇〇円	五八〇円

夜間部	第二学年	四五〇円	一七五円	六二五円
	第三学年	三四〇円	一七五円	五一五円

昭和二十二年二月二十五日

中央大学専門部設立者

財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 印

文部大臣 高橋豊一郎殿

学則改正ニ関スル件

中央大学専門部学則中左ノ通り改正致昭和二十二年四月一日ヨリ施行致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

中央大学専門部学則中改正案

- 一、第九条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム〔(加筆)編入試験受験料〕
- 二、第十一条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム〔(加筆)入学試験受験料〕
- 三、第二十二条中「金五円」ヲ「金十円」ニ総額「金二十円」ヲ「金五十円」ニ改ム〔(加筆)追試験及再試験料〕
- 四、第二十九条中「金二十円」ヲ「金百円」ニ改ム〔(加筆)入学料〕
- 五、第三十条中「金五百円」ヲ「金九百円」ニ改ム〔(脱カ)〕
「金四百五十円」ニ改ム〔(加筆)〕
「金八百円」ニ改ム期納額ヲ左ノ通り改ム〔(授)〕

昼間部 夜間部

第一期 四月	金四百円	金三百五十円
第二期 八月	金三百円	金二百五十円

第三期 十二月 金二百円 金二百円

六、第三十六条中「金千円」ヲ「金二千円」ニ改ム〔(加筆)給費額〕

七、第三十八条中「金千円」ヲ「金二千円」ニ改ム〔(加筆)貸費〕

八、第五十三条中「金二百円」ヲ「金四百円」ニ改ム期納額ヲ

左記ノ通り改ム〔(加筆)研究科授業料〕

第一期 四月 金百四十円

第二期 八月 金百四十円

第三期 十二月 金百二十円

九、第五十六条中「金五十円」ヲ「金二百円」ニ改ム〔(加筆)〕

〔(加筆)研究科卒業試験受験料〕

一〇、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和二十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三条ノ規定ハ二月十五日ヨリ之ヲ適用シ又本則改正ノ際現ニ在学スル生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

研究科	年 額		
	第一期	第二期	第三期
専門部	二〇〇円	九〇円	七〇円
〔 <small>(加筆)</small> 〕			
夜間部	一七五円	九〇円	五〇円
〔 <small>(脱カ)</small> 〕			
二〇〇円	七〇円	七〇円	六(五)〇(加筆)

理由

物価ノ騰勢低止スル所ナク教授用備品消耗品等ノ購入費増嵩シタルト同時ニ教職員ノ待遇改善ニ多額ヲ要スルニ依リ之カ経費ニ充当スル為授業料及手数料ヲ増額シ昭和二十二年度ヨ

リ施行セントス但シ現ニ在学スル生徒ニ付テハ今回増額ノ昼間部金四百円夜間部金参百五拾円ノ半額ヲ増徴スルモノトス

増額ニ依ル収入ノ費途ニ付テハ別表添附書類ニ明記セリ

理事会決議録

(注記4)

二月十日 午後三時

出席者 林頼三郎 片山義勝 三橋市太郎

林理事長ヨリ授業料及手数料等ノ増額並ニ給費生貸費生等ノ給費額ノ増額ニ付別案ノ通り提案ス
 審議ノ結果 全会一致原案通り可決ス

授業料収入増額ニ対スル費途予算書

収入之部

収入科目	二十二年度	二十三年度	二十四年度
学部専門部	三、〇八、八〇〇円	四、三三、三七五円	五、一七、七〇〇円

支出費途内訳

支出科目	二十二年度	二十三年度	二十四年度
俸給	二、三六、八七五円	三、三九、一五〇円	三、九一、四〇〇円
諸品費	一六三、七三三	二二四、〇〇〇	二七五、〇〇〇
研究費	一六二、二〇〇	四〇三、八七五	五五二、二〇〇
生徒諸費	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
計	三、〇八、八〇〇	四、三三、三七五	五、一七、七〇〇

備考

(一)俸給ハ昨年十月改定ニ依リ、新年度所要予算額、左記ノ通

リニツキ二十二年度授業料増収額三、〇六四、八一〇円ノ内二、三三八、八八七円ヲ俸給ニ充当ス

区分	人員		一名平均年額		年度所要額
	専任	兼任	教員	書記	
区	七	七	一五、一六、六四四円	五、七九二、〇九八円	六、九八四円
学部	三〇	三三	二一、五、四三三	七、八〇〇、〇〇〇	六、九八四円
予科	三	五	一五、一六、六四四	五、七九二、〇九八	六、九八四円
計	一八	三三	三三	三三	四、七六六、四三六

授業料(新旧)収入額比較調書

自昭和二十二年
 至同二十四年度

科別区分	二十二年				二十三年				二十四年			
	計		増差額		計		増差額		計		増差額	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
区	一、三三、四〇〇	一、三三、四〇〇	〇	〇	一、七六、六〇〇	一、七六、六〇〇	〇	〇	二、〇三、五〇〇	二、〇三、五〇〇	〇	〇
学部	七、四、八〇〇	七、四、八〇〇	〇	〇	八、四、三三〇	八、四、三三〇	〇	〇	九、二、七〇〇	九、二、七〇〇	〇	〇
予科	一、一〇、八〇〇	一、一〇、八〇〇	〇	〇	一、五八、〇〇〇	一、五八、〇〇〇	〇	〇	一、八八、〇〇〇	一、八八、〇〇〇	〇	〇
計	一、三三、四〇〇	一、三三、四〇〇	〇	〇	一、七六、六〇〇	一、七六、六〇〇	〇	〇	二、〇三、五〇〇	二、〇三、五〇〇	〇	〇
増差額	七四七、九六〇	七四七、九六〇	〇	〇	一、〇三〇、五〇〇	一、〇三〇、五〇〇	〇	〇	一、〇七〇、七〇〇	一、〇七〇、七〇〇	〇	〇

予科授業料(新規程)収入額調書

自昭和二十二年年度

至同二十四年度

年次	区分		授業料(一名年額)	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	昼	夜									
一 学 年	700	900	2,600	400	1,040,000	400	1,040,000	400	1,040,000	400	1,040,000
二 学 年	700	900	2,600	400	1,040,000	400	1,040,000	400	1,040,000	400	1,040,000
三 学 年	800	600	1,400	200	280,000	200	280,000	200	280,000	200	280,000
計 年	2,100	2,400	6,600	1,000	3,360,000	1,000	3,360,000	1,000	3,360,000	1,000	3,360,000
合 計											

学部授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十二年年度

至同二十四年度

年次	区分		授業料(一名年額)	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	昼	夜							
一 学 年	600	400	1,000	200	200,000	200	200,000	200	200,000
二 学 年	400	200	600	100	60,000	100	60,000	100	60,000
三 学 年	300	100	400	80	32,000	80	32,000	80	32,000
計 年	1,300	700	2,000	380	292,000	380	292,000	380	292,000
合 計									

予科授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十二年

至同二十四年度

年次	区分		授 業 料 (二 十 一 名 年 額)
	(夜)	(昼)	
一 年	300	300	600円
二 年	300	300	600円
三 年	300	300	600円
計	900	900	1,800円
一 年	1,114	1,114	2,228円
二 年	1,114	1,114	2,228円
三 年	1,114	1,114	2,228円
計	3,342	3,342	6,696円
一 年	1,114	1,114	2,228円
二 年	1,114	1,114	2,228円
三 年	1,114	1,114	2,228円
計	3,342	3,342	6,696円
一 年	1,114	1,114	2,228円
二 年	1,114	1,114	2,228円
三 年	1,114	1,114	2,228円
計	3,342	3,342	6,696円
一 年	1,114	1,114	2,228円
二 年	1,114	1,114	2,228円
三 年	1,114	1,114	2,228円
計	3,342	3,342	6,696円

授業料(新旧規程)収入額比較調書

自昭和二十二年

至同二十四年度

科 別	区 分	授 業 料		入 額	
		旧	新	旧	新
専 門 部	増 減	1,552,060	1,822,500	1,957,500	1,957,500
		872,450	896,250	896,250	896,250
	計	2,424,510	2,718,750	2,853,750	2,853,750
		1,080,830	1,821,920	1,061,250	1,061,250
	夜	580,820	588,570	588,570	588,570
		1,026,830	1,189,375	1,276,000	1,276,000
	昼	580,820	588,570	588,570	588,570
		1,026,830	1,189,375	1,276,000	1,276,000
	計	1,107,650	1,177,140	1,177,140	1,177,140
		1,080,830	1,821,920	1,061,250	1,061,250
	増	2,424,510	2,718,750	2,853,750	2,853,750
		1,080,830	1,821,920	1,061,250	1,061,250
	減	1,125,620	1,527,055	1,748,680	1,748,680
		1,125,620	1,527,055	1,748,680	1,748,680

専門部授業料(新規程)収入額調書

自昭和二十二年
至同二十四年

年次	区分		授業料(一名年額)		人員	金額
	夜	昼	二十二年	二十三年		
一学			九〇〇	九〇〇	七五人	六七五,〇〇〇
二学			七〇〇	九〇〇	七五人	六七五,〇〇〇
三学			五〇〇	九〇〇	七五人	六七五,〇〇〇
計			二,一〇〇	二,七〇〇	二二五人	一,九七五,〇〇〇
一学			八〇〇	八〇〇	七五人	六〇〇,〇〇〇
二学			六〇〇	八〇〇	七五人	六〇〇,〇〇〇
三学			五〇〇	八〇〇	七五人	六〇〇,〇〇〇
計			一,九〇〇	二,四〇〇	二二五人	一,八〇〇,〇〇〇
合			四,〇〇〇	五,一〇〇	四五〇人	三,七七五,〇〇〇

専門部授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十二年
至同二十四年

年次	区分		授業料(一名年額)		人員	金額
	夜	昼	二十二年	二十三年		
一学			五〇〇	七〇〇	七五人	三七五,〇〇〇
二学			三〇〇	七〇〇	七五人	二八五,〇〇〇
三学			三〇〇	六七五	七五人	二五〇,〇〇〇
計			一,一〇〇	二,〇七五	二二五人	九〇〇,〇〇〇
一学			四〇〇	七〇〇	七五人	二八五,〇〇〇
二学			三〇〇	七〇〇	七五人	二八五,〇〇〇
三学			三〇〇	六七五	七五人	二五〇,〇〇〇
計			一,〇〇〇	二,〇七五	二二五人	八〇〇,〇〇〇
合			二,一〇〇	四,一五〇	四五〇人	一,七〇〇,〇〇〇

中央大学学則
大学部
大学予科
専門部

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ

予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祀日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科 目	第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
	授 業 時 間 数	毎 週	授 業 時 間 数	毎 週	授 業 時 間 数	毎 週
憲 法	三		三		二	
行 政 法	六		三		二	
民 法 第 一 部 (総 則)						
民 法 第 三 部 (親 族)						
商 法 第 二 部 (手 形 法)						
二						

民法第二部(債権)	五	商法第一部(商法総則(会社・商行為を除く))	四	商法第三部(海商法・保険法)	二
刑法	三	刑法	二	財政学	二
日本法制史	二	民法第一手続(民訴一編) 民法第一部(乃至五編)	四	民法第二手続(民訴六以下) 破産非訟事件 手続 破産人訴訟 破産手続完結法	三
経済学	二	刑事訴訟法	三	統制法規概論	二
外国法(独)	二	国際公法	二	法律哲学	二
共栄圏状勢概論	二	外国法(独)	二	外国法(独)	二
東亜法制概論	二	欧羅巴法制概論	二	民事演習	二
教練	四	教練	四	刑事演習	二
軍事学	一			英米法制概論	二
				教練	四
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ選定シ届出ル コトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ					
随意科目					
社会学	二	西洋法制史	二	国際私法	二
倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	国史	二
外国語(支那語等)	二	経済政策	二	社会政策	二
		刑事政策	二	政治学	二
		外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	三
中等学校公民科教員無試験検定希望者ハ社会学倫理学(東洋西洋)経済政策社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス					

第二 経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	時間	授業	時間	授業	時間	授業
必修科目						
経済原論	四		経済学史	二	経済政策(工業)	二
日本経済史	二		経済政策(農業)	二	経済政策(交際)	二
地政学	二		経済政策(商業)	二	財政学	二
金融論	三		証券論	二	西洋経済事情	二
統計学	二		証券論	二	経済統制論	二
簿記原理	二		演習(商業)	二	政治学	三
配給経済論	二		演習(商業)	二		
経営経済学	二		會計学	二	外国語経済書(英語)	二
外国語経済書(英語)	二		簿記(原簿計算及工業簿記)	二	商法(海商・手形)	二
共栄圏情勢概論	二		民法(債権)	二	統制法規概論	二
憲法	三		商法(総則・会社)	二	国際経済論	二
民法(総則・物権)	四				教練	四
教練	四					
軍事学	一					
必修科目中外国語経済書ハ入学ノ始ニ於テ英語経済書独語経済書ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ						
随意科目						
社会学	二		西洋経済史	二	信託論	二
倫理学(西洋)	二				経済団体論	二

倫理学(東洋)	二	行政法	二	工業概論	二
刑法	二	国際公法	二	保険学	二
外国語(支那語等)	二	民法(親族法)	三	行政法	二
		外国語(支那語等)	二	社会政策	二
		工業所有権法	二		
		外国語(支那語等)	二		

中等学校公民科教員無試験検定希望者ハ社会学民法(親族相統)、倫理学(東洋西洋)、行政法(総論各論)、社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス
 高等学校高等科法制及経済科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論・各論)民法(親族相統)及刑法ヲ必ス履修スヘシ

第三 商学部

科目	第一学年	第二学年	第三学年		
	毎授業時間数	毎授業時間数	毎授業時間数		
簿記原理	二	會計学	二	工業會計	二
商業数学	二	原価計算	二	貿易実務	二
経営学	二	商品学	二	保険論	二
配給論	二	取引所論	二	財政学	二
交通論	二	商業政策	二	演習(経済・會計)	二
経済原論	二	金融論	二	工業概論	二
貨幣論	二	景気論	二	工業政策	二
統計学	二	演習(経済・會計)	二	経済統制法	二

商業英語	二	商業英語	二	計算実務	二
憲法	二	民法(債権)	二	商法(海商)	二
民法(物權)	四	商法(総則・商行為会社)	四		
選科科目					
英書購読	二	英書購読	二	工場管理	二
経済地理	二	応用簿記(銀行簿記ヲ含ム)	二	會計監査	二
経済史	二	予算統制	二	経済分析及比較	二
東亜経済事情	二	外国為替及税関	二	交通政策	二
殖民政策	二	西洋経済事情	二	社会政策	二
				信託論	二
				国際経済論	二
				経済統制論	二
				日本産業史	二
倫理学(東洋)	二	倫理学	二	経済時事問題	二
刑法	二	行政法総論	二	行政法各論	二
親族法	二	相統法	二	工業所有権法	二
独語経済書	二	国際公法	二	支那語	二
仏蘭西語経済書	二	独語経済書	二		
社会学	二	仏蘭西語経済書	二		
支那語	二	支那語	二		

選科科目ハ学年始ニ於テ第一学年及第二学年ハ各一科目ヲ第三学年ハ二科目ヲ選シテ届出ツルコトヲ要ス

随意科目

高等学校高等科法制及経済科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論各論)親族法相統法及刑法ヲ必ス履修スヘシ

第十条 学年ノ始ニ於テ關係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ他ノ学部ニ屬スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

二 高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト

認メタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令

第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年

文部省令第三号第二条第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限

ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ

相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於

テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差

出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料(抹消)十円(抹消)二

十円(加筆・朱書)ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二

項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此

ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキ

モノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ

ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届

出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修

学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費、生貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八條ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又

ハ正当ノ理由ナク一ヶ月以上闕席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ

受ケタル者四ヶ月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認め

タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金(三十円)(五十円)(十円)ヲ納ム

ヘシ、但シ総額金(十円)(二十円)(五十円)ヲ超ユルコトナシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコト

ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス
其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ
得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ

付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ

通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第二十九條 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十條 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタ
ル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第三十一條 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金(五十円)

(抹消)(加筆・朱書)
(二十円)(百円)ヲ納ムヘシ

第三十二條 授業料ハ一学年昼間部ハ金(百八十円)(六百円)

(加筆・朱書)(抹消) 夜間部ハ金(百五十円)(五百円)(千円)トシ左ノ三期

ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

夜間部

第一期 四月

金(七十円)(二百十円)(四百五十円)

金(六十円)(百七十五円)(四百円)

第二期 (九月)(八月)

金〔六十円〕〔二百円〕〔二百五十円〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔五十円〕〔百六十五円〕〔二百五十円〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第三期 〔一月〕〔十二月〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔五十円〕〔百九十円〕〔二百円〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔四十円〕〔百六十円〕〔二百五十円〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前
及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ缺席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ
許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ
特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ
入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格ス
ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金〔十円〕〔二十
円〕〔加筆・朱書〕ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サ
シムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコト

ヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記
載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付
卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ
一学年金〔百二十円〕〔二百五十円〕〔五百円〕ヲ納ムヘシ
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特
選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金〔七十五円〕〔百五十円〕〔二百円〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕
以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルト
キハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ又ノ業務ニ就クコトヲ
得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルト
キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第
三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学
期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数
修身	一	一	一	一	一	一
国語、漢文	六	六	五	五	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五	二	二
地理	二	二	二	二	二	二
数学	二	二	一	二	二	二
自然科学	二	二	二	二	四	四
体操	二	二	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年		第二学年	
	科目	時間数	科目	時間数
修身	一	一	一	一
国語、漢文	五	五	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独、仏)	(二)	(二)	(二)	(二)

歴史	五	歴	二
心理、論理	二	哲	二
数学	一	心	二
自然科学	二	法	二
体操	二	制、	四
		経	
		済	
		操	

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験檢定ノ上之ヲ許可ス

第一予科、第二予科

- 一 中等学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者
- 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ檢定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 削除

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準

用ス

第三節 試 験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ

受クル者ハ一科目ニ付受験料金(抹消)〔二百円〕(加筆・朱書)〔五十円〕(十円)ヲ納ムベ

シ但シ総額金(抹消)〔十円〕(二十円)〔五十円〕ヲ超ユルコトナシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ

表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコ

トヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓

衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ

此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコ

トヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金(抹消)〔五百円〕

(抹消)〔二百円〕ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一子科ハ金(抹消)〔百五十円〕(九百円)

第二子科ハ(抹消)〔百二十円〕(八百円)ヲ納ムヘシ左ノ三期ニ之ヲ納

ムヘシ

第一子科

第二子科

第一期 四月

金(抹消)〔六十円〕(抹消)〔百七十五円〕(加筆・朱書)〔四百円〕

第二期 (抹消)〔九月〕(八月)

金(抹消)〔五十円〕(抹消)〔百六十五円〕(三百円)

第三期 (抹消)〔一月〕(十二月)

金(抹消)〔四十円〕(抹消)〔百五十円〕(二百五十円)

金(抹消)〔四十円〕(抹消)〔百六十円〕(二百円)

金(抹消)〔三十円〕(抹消)〔百四十五円〕(二百円)

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ

之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル

者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間年額金(抹消)〔五百円〕(千円)(二

千円)ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ニシテ

学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額

金(抹消)〔五百円〕(千円)(二千円)以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ

従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書

ヲ差出スヘシ

第六十三條 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四條 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五條 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六條 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七條 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ留學生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八條 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九條 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帶セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十條 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一條 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二條 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移轉シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第七十三條 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十四條 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五條 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等级校ニ通知ス

第七十六條 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七條 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八條ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於

テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ在スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル学生生徒ノ授業料、攻究科ハ従前ノ規程ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル

〔加筆〕
一 本則改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス但本則改正ノ際現ニ在スル学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

大学院攻究科	予科		学部		区 分 年 額	第一期	第二期	第三期
	夜	昼	夜	昼				
六五	一一〇	一三〇	一三〇	一六〇円	四五	四五	四五	四五
	四〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
	三五	四〇	四〇	四〇	三五	三五	三五	三五

〔加筆・朱書〕
一 本則改正ハ昭和二十二年二月十五日ヨリ適用ス但シ本則改正ノ際現ニ在スル学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

大学院攻究科	予科		学部		年 額	第一期	第二期	第三期
	第二予科	第一予科	夜間部	昼間部				
二五〇	一七五	二〇〇	二五〇	二五〇円	二五〇	九〇	七〇	六〇
	九〇	九〇	一二〇	一一〇円		五〇	七〇	六〇
					"			
					"			

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル
七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル
十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

第一 法学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数
修身	一修		一身		一修	
憲法	三行政法		二行政法		二行政法	
法学通論	二民法第三部(親族)		三商法第二部(手形法)		二	
民法第一部(総則)	六		四商法第三部(海商法)		二	
	第一商法(商法総則を除ク)					

民法第二部(債権)	四	民事手続(民事一編)	四	民事手続(民事六以下)	三
刑法	三	刑事訴訟法	二	統制法規概論	二
経済学	二	刑事訴訟法	三	財政学	二
論理心理	二	共栄圏状勢概論	二	国史	二
外国語(英独)	四	哲学概論	二	民事演習	二
教練	七	外国語(英独)	四	刑事演習	二
兵器事	一	教練	四	外国語(英独)	四
兵器事	一	教練	四	兵器事	一

日本法制史	二	国際公法	二	法律哲学	二
社会学	二	西洋法制史	二	国際私法	二
大東亞法制概論	二	歐羅巴法制概論	二	英米法制概論	二
外国語(語支那)	二	外国語(語支那)	二	外国語(語支那)	二

随意科目

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出スルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ					
-------------------------------------------------	--	--	--	--	--

第二 経済学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数
修身	一修		一身		一修	
経済原論	二		二		二	

第三 商学科

日本経済史	二	経済政策(農業)	二	経済政策(交通)	二
金融論	三	経済政策(商業)	二	財政学	二
統計学	二	経営経済学	二	配給経済学	二
地政学	二	証券論	二	経済統制論	二
簿記原理	二	応用簿記(原簿計算及工業簿記)	二	会計学	二
憲法	三	共栄圏情勢概論	二	政治学	二
法学通論	二	民法(債権)	二	商法(海商・手形)	二
民法(総則・物権)	四	商法(総則・会社商行為)	二	統制法規概論	二
論理心理	二	哲学概論	二	外国語(英語)	四
外国語(英語)	四	外国語(英語)	四	外国語(英語)練	四
教練	七	教練	四	兵器事学	一
兵器事学	一	兵器事学	一		

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

特別英語	二	教育学	二	教授法	二	必修科目		
						科目	授時数	業週
随教科目						第一学年	第二学年	第三学年
夜間部ニハ教練ヲ課セズ						二	二	二
教練	七					二	二	二
英語	六					二	二	二
論理・心理又ハ哲学	二	教練	四	英語練	四	二	二	二
民法(総則)	二	英語	四	商法(海商・手形)	二	二	二	二
法学通論	二	商法(総則・商行為)	二	商業英語	二	二	二	二
憲法	二	民法(物権・債権)	四	珠算	二	二	二	二
工業概論	一	商業英語	二	東亜経済論	二	二	二	二
経済史	二	景気論	二	財政学	二	二	二	二
統計学	二	金融論	二	配給論	二	二	二	二
貨幣論	二	交通論	二	保険論	二	二	二	二
経済原論	二	商品学	二	取引所論	二	二	二	二
国語漢文(商業出)	一	商業数学	二	貿易実務	二	二	二	二
簿記(中学出)	二	簿記(原簿計算)	三	監査論	一	二	二	二
商業概論	二	経営経済学	二	會計学	二	二	二	二
修身	一	修身	一	修身	一	二	二	二

第二外国語(支)	二	第二外国語(支)	二	第二外国語(支)	二
第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス					

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

- 一 中等学校四学年修了者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中等学校四年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金〔十円〕〔二十円〕〔百円〕トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金〔五円〕

〔採消〕〔加筆・朱書〕
〔二十円〕〔百円〕ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年人者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一箇年間缺席シ又ハ正当ノ事由ナク一箇月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四箇月以上ヲ経過シ改悛ノ情顕著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金^(抹消)〔三円〕^(抹消)〔五円〕^(加筆・朱書)〔十円〕ヲ納ムヘシ、但シ総額金^(抹消)〔十円〕^(抹消)〔二十円〕^(加筆・朱書)〔五十円〕ヲ超ユルコトナシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコ

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金〔五円〕
〔抹消〕
〔加筆・朱書〕
〔二十円〕〔百円〕ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金〔百五十円〕〔五百円〕〔九
〔加筆・朱書〕
百円〕、夜間部ハ金〔百二十円〕〔四百五十円〕〔八百円〕トシ左
ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

夜間部

第一期 四月

金〔六十〕〔百七十五〕〔四百〕円
〔抹消〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔五十〕〔百五十五〕〔三百五十〕円
〔抹消〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第二期 〔九月〕〔八月〕

金〔五十〕〔百六十五〕〔三百〕円
〔抹消〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔四十〕〔百五十〕〔二百五十〕円
〔抹消〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第三期 〔二月〕〔十二月〕

金〔四十〕〔百六十〕〔二百〕円
〔抹消〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔三十〕〔百四十五〕〔二百〕円
〔抹消〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前
及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 削除

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費及生モ特待生
〔生及ヒ〕

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給

費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金〔五百円〕〔千円〕〔三
〔加筆・朱書〕
千円〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實
アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学長支弁ノ
途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金〔五百円〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕
〔千円〕〔二千円〕以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ
差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ
研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ

トアルヘシ

研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法

訴訟法 国際法 政治学 経済学 財政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者

ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業生又ハ之ト同等以上ノ学

歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之

ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年〔抹消〕〔加筆・朱書〕

トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月 (金〔四十円〕〔七十円〕〔百四十円〕)

第二期 (抹消)〔加筆・朱書〕

(九月)〔八月〕 (金〔三十五円〕〔七十円〕〔百四十円〕)

第三期 (抹消)〔加筆・朱書〕

(二月)〔十二月〕 (金〔二十五円〕〔六十円〕〔百二十円〕)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業

料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル指導者ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコト

ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金

〔抹消〕〔五十〕円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ

授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業

学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着

ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十七條ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ従前ノ規程ニ依ル

(加筆)
 一 本則改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス但シ本則改正ノ際、現ニ在学スル学生生徒ノ授業ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ分納セシム

研究科	区 分		年 額	第一期	第二期	第三期
	夜	昼				
研 究 科	五〇	二〇	二〇〇	七〇	七〇	六〇
	一三〇円	一三〇円	四一〇円	一三〇円	一三〇円	一五〇円
	四五	四〇	一五〇	四五	四五	三五
	四五円	四五円	一五〇円	四五円	四五円	三五円

(加筆・朱書)
 一 本則改正ハ昭和二十二年二月十五日ヨリ適用ス但シ本則改正ノ際現ニ在学スル学生、生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

研究科	専 門 部		年 額	第一期	第二期	第三期
	夜間部	昼間部				
研 究 科	二〇〇	一七五	二〇〇	九〇	七〇	六〇
	二〇〇円	一七五円	三七五円	九〇円	七〇円	四〇円
	九〇	五〇	一四〇	五〇	三五	
	九〇円	五〇円	一四〇円	五〇円	三五円	

(加筆) 東大
 ○久留米市西町花畑 野上
 佐賀(県)(昨年)竜口中学卒
 山田
 (経済)経済
 (経済)経済

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十九年八月 中央大学

(注記1)

「回付月日」4月4日/文書/4月7日/次官

(注記2)

「記録掛」22・8・19/受領

(注記3)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「写」

(下札)

①種別 わ一ノ六/聯繫 /登録追加 3/件名 東京都 中央大学専門部、学則変更認可/番号 /結了年月日 昭二二、三、二四 /保存年限 /枚数

〔自大13年1月至昭二二年年 中央大学専門部、明治大学専門部、第1、2の1冊〕 文部省②3A,9-2-145